

板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「こどもの貧困解消法」という。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、板橋区において子ども政策にかかる計画を定め、推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 本部長は、支援本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表に掲げるところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子ども・子育て支援法、こどもの貧困解消法及びこども基本法に基づく、子ども政策の推進にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (2) 前号において策定する計画と一体的に、又は連携して推進すべき子ども政策にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (3) その他、子ども政策にかかる重要な事項として本部長が認めること。
- 2 次に掲げる場合については、板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年板橋区条例第33号）に基づき設置する板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号の定めに基づく事務を処理するとき。
 - (2) 第3条第1号に定める事務を処理するとき。
 - (3) その他、本部長が適当と認めたとき。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども政策にかかる計画の推進)

第5条 子ども政策にかかる計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部及び教育委員会事務局が行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

3 連絡調整会議の副座長は、子ども家庭総合支援センター所長をもって充てる。

4 その他、連絡調整会議の構成員は、別に支援本部において決定する。

5 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

6 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱（平成16年5月10日区長決定、同日施行）及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱（平成25年5月14日区長決定、同日施行）は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。（組織改正）

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 板橋区子ども・子育て支援本部本部員 (第2条関係)

教育長
技監
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長